

意見書における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解

○意見書の提出総数・・・5通

【一般国道1号改築工事(栗東水口道路)】

		意見書の要旨	認定庁の見解
起業地	①	公図訂正が行われた土地を相続したが、当該土地が本件事業用地内に含まれているか否か、それがどの様に存在するか、起業者が当該土地を取得できない理由が、事業認定申請書類や事前説明会において明らかにされていない。	本件事業認定申請書に添付されている、事業を施行する土地(以下「起業地」という。)及び事業計画を表示する地図は、現地測量に基づき起業地を即地的に確定しており、事業認定の対象となる起業地の範囲を明確にしている(事業認定は、土地収用を必要とする事業の公益性等を判断する手続であり、起業地の所有者等を明らかにするための手続ではない)。 なお、事業認定申請書に特定の土地が取得できない理由を記載する必要はない。
事業計画	①	道路法面となる山の裏側の斜面は、風化が進んでおり、切り下げ作業をしないと、大地震等により隣接地に崩落するおそれがある。	左記道路法面について、起業者は、法面の設計基準を定めている道路土工要綱、切土工・斜面安定工指針(平成21年6月に改訂)等に基づき、地質調査の結果を踏まえ、降雨、地震等に対する安定性が確保されるように法面勾配等を決定している。 また、道路法面となる山の反対側の斜面部分を含め起業地とし、掘削により山の高さを低くするなど、極力道路法面の反対側に影響がないようにする計画としている。
起業者の対応	①	同一路線上では「宅地見込地」の買収単価が適用されているのに、起業者から「山林」の買収単価の提示を受け、差別された。	事業認定庁は、起業者による事業認定申請について、土地収用法第20条各号の要件を満たしているかどうかを審査し、事業認定の可否を判断している。 左記①の買収単価については、起業者が、用地の測量等が行われていない段階で買収単価を問われた際に、「山林」と評価された場合の一般的な単価を示したものである。 左記②の刑事告発については、大津地方検察庁において不起訴処分(嫌疑なし)とされている。
	②	虚偽の公図訂正が行われ、本件事業用地内にあるとされた土地について、起業者は架空の売買契約を締結しており、刑事告発されている。	
	③	起業者による「差別」、「刑法違反」等が事業認定申請書に内在しており、事業認定は拒否すべきである。	
	④	道路法面部分の任意の調査協力を拒否したところ、起業者に強制立入りされた。土地収用法では、このような乱暴な手続は許されない。	起業者は、本件事業の準備として、左記箇所において測量、ボーリング調査等を行っているが、その実施に当たっては、土地収用法第11条・12条に基づく県知事・市長に対する通知や同法第14条に基づく許可申請を行い、これらの規定に基づき県知事・市長から関係者に対する通知や意見照会が行われるなど、土地収用法に則った手続がとられている。
補償	①	採石権の消滅等に伴う損失補償契約を締結したが、油汚染残土の受入ができなくなることによる損失を含めた「完全補償」がされていない。	補償に関することであり、本件事業認定において考慮すべき事項でないと考えられる。
	②	道路法面部分の追加買収についても、隣接の道路用地と同じ補償がなされないと「完全補償」とならない。	